

ID: 103

担当部署: 住民課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町後期高齢者医療に関する条例 第5条		
例規番号	平成20年条例第2号		
【基準】 第5条の規定による。 (保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、督促状一通について、100円とする。			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日